

◎新潟県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東蒲原郡阿賀町の阿賀町津川土地改良区の定款の変更を令和7年7月17日認可した。

令和7年7月29日

新潟県新潟地域振興局長